

25建企第218号
平成25年6月28日

(一社)長 崎 県 建 設 業 協 会
(一社)長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会
(社)長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会
(一社)長 崎 県 ほ 装 協 会
(一社)長 崎 県 管 工 事 協 会
(社)長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会
(社)長 崎 県 斜 面 安 定 技 術 協 会
(一社)長 崎 県 の り 面 協 会
(社)長 崎 県 下 水 道 建 設 業 協 会
長 崎 県 電 気 工 事 業 工 業 組 合
長 崎 電 気 設 備 共 同 組 合
長 崎 県 建 設 工 業 共 同 組 合
長 崎 県 管 工 事 業 共 同 組 合 連 合 会

会長 様

長崎県土木部長

長崎県施工体制確認型総合評価落札方式の制定について

このことについて、下記のとおり制定しましたので通知します。

記

1. 制定理由

公共工事の品質には、「工事の目的物の品質」はもとより、「工事の効率性、安全性、環境への配慮等の工事そのものの質」も含まれる。このため、企業の施工体制が工事の品質等に大きな影響を及ぼす。低入札工事においては、特に下請企業へのしわ寄せ、労働条件の悪化等が懸念され、適正な施工体制が確保されないおそれがある。このため、品質確保のための施工体制を確認し、設計図書等に求められた要求要件を確実に実現できるかを審査し、技術的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式を導入する。

2. 送付資料（平成25年6月25日付け 25建企第200号）

- ①【制定】施工体制確認型総合評価落札方式試行要領
- ②【制定】施工体制確認型総合評価落札方式試行要領運用指針
- ③【制定】施工体制確認型総合評価落札方式落札者決定基準

3. 適用時期

平成25年7月1日以降に入札公告する工事から適用

なお、内容については、準備ができ次第土木部HPにも掲載します。
※土木部HP「<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/top.htm>」

長崎県土木部建設企画課 総合評価班

森山、上戸、真木

電話番号 : 095-894-3029

FAX 番号 : 095-894-3461